

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 2 5 日
総 務 部 法 務 文 書 課
県政情報公開係 石河、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 2 9 0 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 2 8 0 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 6 年 9 月 2 5 日
- ◎ 実 施 機 関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：道路交通法施行令第 2 6 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号では、幼児用補助装置に係る義務の免除が規定されているが、授乳以外のその他の日常生活上の世話については、警察庁と奈良県警察の見解が相違している。この点について、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容が分かるもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

行政文書の不存在

審査請求人は、「道路交通法施行令第 2 6 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号では、幼児用補助装置に係る義務の免除が規定されているが、授乳以外のその他の日常生活上の世話については、警察庁と奈良県警察の見解が相違している。この点について、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

本件開示請求は、道路交通法施行令第 2 6 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定の一部の解釈が警察庁と奈良県警察で相違していると審査請求人が主張する点について、犯罪構成要件に係る明確性の原則に関して、公安委員が協議した内容が分かるものの開示を求める趣旨であることから、審査請求人が開示を求めている行政文書は、実施機関が、免除規定の犯罪構成要件を明確にすることについて協議した文書であると解される。

このことについて、事務局を通じて実施機関に確認すると、都道府県公安委員会は、警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう都道府県警察に対して事前事後の監督を行うことを職務とし、個別の法規の解釈について議論する場ではないことから、犯罪構成要件に係る明確性の原則に関する協議について、会議等に上程されたことはないとのことであった。

よって、個別の法規の解釈は公安委員会が通常行う事務ではなく、本件においてもこのような事務を行っていないと推認されるため、実施機関が、本件について犯罪構成要件に係る明確性の原則に係る協議を行っておらず、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとしても不自然ではない。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できる。

2 事案の経緯

①	開示請求	平成29年	4月23日		
②	決定	平成29年	4月27日	付けで不開示決定	
③	審査請求	平成29年	5月26日		
④	諮問	平成29年	6月19日		
⑤	経過	令和6年	1月26日	第272回審査会	審議
		令和6年	3月11日	第273回審査会	審議
		令和6年	5月10日	第274回審査会	審議
		令和6年	6月14日	第275回審査会	審議
		令和6年	7月19日	第276回審査会	審議
		令和6年	8月19日	第277回審査会	審議